



2025 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ シ ン
代 表 者 名 取 締 役 社 長 吉 田 守 孝
(コード番号 7259 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経 理 部 長 倉 内 敬
T E L (0 5 6 6) 2 4 - 8 2 6 5

自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得に関し、2025 年 4 月 25 日開催の取締役会において決議された自己株式の取得の上限及び期限の範囲内にて、自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、トヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）が本日付で公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「豊田自動織機買付者プレスリリース」といいます。）によると、トヨタ不動産及び株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」といいます。）の間の本日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付け（下記①において定義します。）が成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の全部（23,239,227 株、所有割合（注 1）：3.07%。以下「応募対象株式」といいます。）を本自己株公開買付けに応募することを合意したとのことです。

（注 1）「所有割合」とは、当社が 2025 年 4 月 25 日に公表した「2025 年 3 月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「2025 年 3 月期決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（809,023,902 株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（51,362,870 株）を控除した株式数（757,661,032 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

本自己株公開買付けは、以下の各条件（以下「本前提条件」といいます。）がいずれも充足されること又は当社の裁量により放棄されることを条件として実施される予定であり、当社は、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに、その実施について正式に決議する予定です。

- ① 豊田自動織機買付者プレスリリースに記載の、トヨタ不動産が今後設立する株式会社がその発行済株式を全て所有する予定の株式会社（以下「豊田自動織機買付者」といいます。）による豊田自動織機の株券等に対する公開買付け（以下「豊田自動織機公開買付け」といいます。）が成立し、その決済が完了すること
- ② 2025 年 4 月 25 日開催の取締役会において決議された自己株式の取得の期限までに本自己株公開買付けの決済が完了しないことが見込まれる場合、本自己株公開買付けの根拠となる、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得に関する当社取締役会の決議が改めてなされていること
- ③ 豊田自動織機による本自己株公開買付けへの応募又は本自己株公開買付けの全部又は一部を制限又は禁止するいかなる司法・行政機関等の判断等もなされておらず、本自己株公開買付けを行うことが法令に違反することとならないこと、また、本自己株公開買付けの全部又は一部を制限又は禁止することを求

める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属していないこと

なお、豊田自動織機公開買付けが実施されない又は成立しないことにより、本自己株公開買付けを実施しないこととなる場合でも、当社は、2025 年 4 月 25 日開催の取締役会において決議した自己株式の取得の上限及び期限の範囲内で、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付け及び自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）の方法により、自己株式の取得を継続いたします。

豊田自動織機買付者プレスリリースによれば、トヨタ不動産は、2025 年 12 月上旬を目途に豊田自動織機買付者が豊田自動織機公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、豊田自動織機公開買付けの実施に必要となる国内外の競争当局並びに外国補助金に関する EU 規則、投資規制法令等及び金融規制法令等を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、豊田自動織機公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。また、豊田自動織機公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせするとのことです。なお、豊田自動織機公開買付けに関し、当社は、当社が所有する豊田自動織機の普通株式 6,578,372 株（豊田自動織機株式所有割合（注 2）：2.19%）の全てについて、豊田自動織機公開買付けに応募する予定です。詳細については、当社が本日付で公表した「公開買付けへの応募及び当社個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」をご参照ください。

（注 2）「豊田自動織機株式所有割合」とは、(i) 豊田自動織機が 2025 年 4 月 25 日に公表した「2025 年 3 月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の豊田自動織機の発行済株式総数（325,840,640 株）から、(ii) 同日現在豊田自動織機が所有する自己株式数（24,440,334 株）に、同社が 2025 年 5 月 7 日に公表した「自己株式の取得状況に関するお知らせ」に記載された同年 4 月 1 日から同月 30 日までの期間に同社が実施した自己株式取得により取得された自己株式数である 801,700 株及び同社が 2025 年 5 月 14 日に公表した「自己株式の取得状況および取得終了に関するお知らせ」に記載された同月 1 日から同月 12 日までの期間に同社が実施した自己株式取得により取得された自己株式数である 123,300 株を加算した自己株式数（25,365,334 株）を控除した株式数（300,475,306 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

これらの点を踏まえ、当社は、2026 年 1 月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しておりますが、上記のとおり、本前提条件には、豊田自動織機公開買付けの成立及びその決済の完了が含まれるところ、これが完了する時期を正確に予想することは困難であるため、本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

記

I. 自己株式の取得に係る事項の変更

1. 自己株式の取得に係る事項の変更を行う理由

下記「II. 自己株式の公開買付け」に記載の買付けを行う予定であるため、2025 年 4 月 25 日開催の取締役会において決議された自己株式の取得に係る事項の一部を変更するものであります。

2. 自己株式の取得に係る事項の変更の内容

2025 年 4 月 25 日開催の取締役会の決議内容を以下のとおり変更いたします。変更箇所は下線で示しております。

	変更前	変更後
① 取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	130,000,000 株（上限）	130,000,000 株（上限）
③ 株式の取得価額の総額	1,200 億円（上限）	1,200 億円（上限）
④ 取得期間	2025 年 5 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで	2025 年 5 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

⑤ 取得方法	株式会社東京証券取引所における市場買付け及び自己株式立会外取引 (ToSTNeT-3)	株式会社東京証券取引所における市場買付け、自己株式立会外取引 (ToSTNeT-3) <u>及び自己株式の公開買付け</u>
⑥ その他	本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任いたします。	本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任いたします。 <u>ただし、自己株式の公開買付けの方法による本自己株式取得を除きます。</u>

なお、豊田自動織機公開買付けの実施に必要となる国内外の競争当局並びに外国補助金に関するEU規則、投資規制法令等及び金融規制法令等を所管する当局における手続等の遅れ等により、2026年1月末頃までに、豊田自動織機公開買付けの決済が完了しない場合には、2025年4月25日開催の取締役会において決議された自己株式の取得の期限までに本自己株公開買付けの決済が完了しないことが見込まれることとなるため、当社において、改めて、本自己株公開買付けの根拠となる、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得に関する取締役会決議を行うことを予定しております。

II. 自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

当社は、2023年9月14日に公表いたしました2024年3月期から2026年3月期を対象とする2025年中期経営計画（以下「2025年中期経営計画」といいます。）において、成長領域での事業拡大と資本効率の向上を図る方針を掲げ、創出したキャッシュを更なる成長投資及び株主還元積極的に投入することで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指しております。2025年中期経営計画における株主還元策としては、中長期での安定的・継続的な配当を行うことを基本方針とし、当該方針に基づき、当社は、2025年3月期は中間配当金として1株当たり30円（注1）、期末配当金としては1株当たり30円の配当を実施しており、連結配当性向は43.5%となります。

（注1）当社は、2024年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式の分割を実施しており、当該株式分割の影響を考慮した金額を記載しております。当該株式分割の影響を考慮する前の金額は1株当たり90円です。

さらに、2025年中期経営計画においては、成長投資に加え追加的な株主還元を企図しております。この点、当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。当社は、その時々キャピタリゼーション比率（注2）や将来の投資の動向を勘案し、自己株式取得の継続的な実施を検討しており、資本効率性の追求等を目的として、2025年6月2日までの過去10年間に於いて、東京証券取引所における市場買付け等の方法により、下表のとおり自己株式を取得しております。なお、下表のうち、2024年6月27日開催取締役会決議に基づく自己株式取得は、2025年中期経営計画に基づく追加株主還元の一環として行ったものです。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数（注3）	累計取得価額の総額
2016年7月29日開催 取締役会	2016年8月1日～ 2017年2月28日	10,000,000株 (30,000,000株)	49,004,819,984円
2017年5月24日開催 取締役会	2017年5月25日～ 2018年2月9日	10,000,000株 (30,000,000株)	59,427,287,993円
2024年6月27日開催 取締役会	2024年7月17日～ 2025年1月20日	51,000,000株	83,908,414,900円

（注2）キャピタリゼーション比率 = (社債及び借入金 + リース負債) ÷ (社債及び借入金 + リース負債 + 資本)

(注3) 当社は2024年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式の分割を実施しております。上表のカッコ内の数値は、当該株式分割の効果を反映した数値です。

このように、当社は、上表のとおり自己株式の取得を実施してまいりましたが、2025年2月中旬から2025年4月下旬にかけて、2025年中期経営計画に基づく追加的な株主還元策として、更なる自己株式の取得の実施の是非について検討を行った結果、2025年4月25日開催の取締役会において、2025年5月1日から2026年3月31日までの間に、取得し得る株式の総数130百万株及び株式の取得価額の総額1,200億円を上限とする、東京証券取引所における市場買付け及び自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得(以下「2025年4月25日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得」といいます。)を決議いたしました。なお、株式の取得価額の総額の上限である1,200億円は、本日時点における当社の分配可能額の範囲内であることから、2025年4月25日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を行えなくなる事態は生じないものと考えております。

他方、当社は、2025年3月3日、トヨタ不動産より、豊田自動織機の普通株式を非公開化するための一連の手續の完了を条件として実施することとなる、豊田自動織機によるトヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ自動車」といいます。)が所有する豊田自動織機の普通株式の自己株式取得の資金に充当するため、また、トヨタグループ(必ずしも親子会社・関連会社または共同支配企業の関係にあるものではありませんが、トヨタ不動産、トヨタ自動車、トヨタグループ3社(株式会社デンソー、豊田通商株式会社及び当社)ら合計18社(2025年3月31日現在)により構成されます。以下同じです。)各社が相互に所有する株式を売却することによって得られた資金をトヨタグループ各社において有効活用するため、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、豊田自動織機がその所有する当社普通株式を当社に売却することを、豊田自動織機に要請することを検討している旨の意向が示されました。

トヨタ不動産からの連絡を受けて、当社は、トヨタ不動産の提案に係る自己株式取得に応じるかについて検討を開始いたしました。検討を進める中、当社は、2025年4月11日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本自己株公開買付けにおける買付予定数を、豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部である23,239,227株(所有割合:3.07%)とすること、③本自己株公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本自己株公開買付価格」といいます。)を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額(ただし、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額)とすることについて提案を受けました。また、当社は、2025年4月26日、トヨタ不動産より、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(ただし、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(小数点以下四捨五入)を上回る場合はその金額。以下「本自己株公開買付上限価格」といいます。)とすることについて提案を受けました。

当社は、トヨタ不動産からの提案について更に検討を行った結果、当社において、トヨタ不動産から説明されたトヨタグループ各社における株式売却による資金の有効活用、つまり、トヨタグループ各社の成長を目指した資本関係の見直しとの従前からの施策には賛同し得ることから、当社が応募対象株式を自己株式として取得することとすれば、当社が2025年中期経営計画において企図する追加株主還元の一環として、当社普通株式の流動性を損ねることなく、短期間に、相当規模の自己株式の取得が可能であり、企図していた追加株主還元の実現に資すること、また、当社においては、2025年4月25日開催の取締役会決議に基づき、1,200億円を上限とする東京証券取引所における市場買付け及び自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得を公表しており、この期間内に、当該自己株式の取得を阻害することなく、応募対象株式を取得することは十分に可能であり、むしろ、かねてより企図していた追加株主還元の実施を促進するもので

あると判断いたしました。また、当社は、自己株式の具体的な取得方法に関して、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえて十分に検討を重ね、その結果、当社は、2025 年 5 月上旬に、公開買付けの方法であれば、豊田自動織機以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、法令等に従った公開買付けの手続により買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場外取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得の方法では、制度上、買付価格は市場価格とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することはできず、公開買付けの方法より優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により応募対象株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

また、当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。当社は、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022 年 5 月から 2025 年 4 月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）77 件のうち、プレミアムを設定した事例または株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計 11 件）を除く事例 66 件（ディスカウント率 5%（参考事例におけるディスカウント率の計算においては、小数点以下第一位を四捨五入しております。）以上 10%未満が 3 件、ディスカウント率 10%が 52 件、ディスカウント率 11%以上が 11 件ありました。）において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、近時の類似案件におけるディスカウント率の一般的な水準が 10%であると考え、本自己株公開買付価格のディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日から本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日まで約 7 か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本自己株公開買付上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。これらの検討を踏まえ、当社は、2025 年 5 月 19 日、トヨタ不動産に対して、2025 年 4 月 11 日及び 2025 年 4 月 26 日のトヨタ不動産の提案に応じて、本自己株公開買付けを行う旨を回答いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（下記の理由により吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く 6 名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,791 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 1,791 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 23,239,227 株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 23,239,327 株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。また、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定を超える当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。なお、豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の本日付公開買付合意書において、

豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（23,239,227株、所有割合：3.07%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したとのことです。

なお、当社の取締役である小林耕士氏は、トヨタ自動車番頭・Executive Fellowを兼務しているため、本自己株公開買付けの検討・決定に際しての利益相反のおそれ及び当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本自己株公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてトヨタ不動産及び豊田自動織機との協議・交渉にも一切参加しておりません。また、当社の取締役である吉田守孝氏は、トヨタ自動車から当社に転籍後4年が経過しておりますが、トヨタ自動車に在籍していた期間が約40年間に亘ることに鑑み、利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を確保する観点から、慎重を期して、吉田守孝氏についても、上記と同じ取扱いとし、本自己株公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議に一切参加せず、かつ、当社の立場においてトヨタ不動産及び豊田自動織機との協議・交渉にも一切参加しないことといたしました。

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。また、本自己株公開買付けは、当社が2025年中期経営計画において企図する追加株主還元の一環として想定していたキャッシュアウトの範囲内で行うものであることに加え、実際にも、2025年3月期決算短信に記載の2025年3月31日現在における当社連結ベースの現金及び現金同等物は451,690百万円であることから、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性に悪影響を与えることなく実現できるものと考えております。

なお、本自己株公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（2025年4月25日開示）

（1）決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	130,000,000株（上限）	120,000,000,000円（上限）

（注1）発行済株式総数 809,023,902株（2025年3月31日現在）

（注2）取得する株式の総数130,000,000株の所有割合は、17.16%です。

（注3）取得する株式の総数は、2025年4月25日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

（注4）取得価額の総額は、2025年4月25日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

（注5）取得することができる期間は、2025年5月1日から2026年3月31日までです。

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	0株	0円

（注1）本日現在、当社が2025年4月25日開催の取締役会決議に基づいて既に取得した当社の上場株券等はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

本自己株公開買付けは、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は、2026年1月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

当社は、本自己株公開買付けの買付け等の期間（以下「本自己株公開買付け期間」といいます。）を原則

として 20 営業日とする予定です。

(2) 買付け等の価格

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、本日開催の取締役会においては、本自己株公開買付け価格を、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,791 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 1,791 円）とする予定であることを決議しており、正式には、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付け価格については、決定次第、速やかにお知らせいたします。

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本自己株公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。当社は、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例 77 件のうち、プレミアムを設定した事例または株式価値算定書を用いて公開買付け価格を決定した事例（合計 11 件）を除く事例 66 件（ディスカウント率 5%以上 10%未満が 3 件、ディスカウント率 10%が 52 件、ディスカウント率 11%以上が 11 件ありました。）において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、近時の類似案件におけるディスカウント率の一般的な水準が 10%であると考え、本自己株公開買付け価格のディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日から本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議の日まで約 7 か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本自己株公開買付け上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。これらの検討を踏まえ、当社は、2025 年 5 月 19 日、トヨタ不動産に対して、2025 年 4 月 11 日及び 2025 年 4 月 26 日のトヨタ不動産の提案に応じて、本自己株公開買付けを行う旨を回答いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く 6 名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付け価格を、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,791 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 1,791 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動

産から提案を受けた応募対象株式と同数である 23,239,227 株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した 23,239,327 株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。

② 算定の経緯

当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。当社は、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例 77 件のうち、プレミアムを設定した事例または株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計 11 件）を除く事例 66 件（ディスカウント率 5%以上 10%未満が 3 件、ディスカウント率 10%が 52 件、ディスカウント率 11%以上が 11 件ありました。）において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、近時の類似案件におけるディスカウント率の一般的な水準が 10%であると考え、本自己株公開買付価格のディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日から本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日まで約 7 か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本自己株公開買付上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。これらの検討を踏まえ、当社は、2025 年 5 月 19 日、トヨタ不動産に対して、2025 年 4 月 11 日及び 2025 年 4 月 26 日のトヨタ不動産の提案に応じて、本自己株公開買付けを行う旨を回答いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く 6 名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,791 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 1,791 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 23,239,227 株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した 23,239,327 株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	23,239,227 株	一株	23,239,227 株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数（23,239,227 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（23,239,227 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改

正を含みます。) (以下「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本自己株公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は、法令の手續に従い本自己株公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

41,621,455,557 円 (予定)

(注) 上記 (4) の買付予定数 (23,239,227 株) に本自己株公開買付上限価格 (1,791 円) を乗じた金額です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号 (予定)

② 決済の開始日
未定

(注) 決済の開始日については、本自己株公開買付け期間の最終日から 16 営業日後の日を予定しております。具体的な日程については、決定次第お知らせいたします。

③ 決済の方法

本自己株公開買付け期間終了後遅滞なく、本自己株公開買付けによる買付け等の通知書を本自己株公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方 (以下「応募株主等」といいます。) (外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等 (法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)) の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本自己株公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額 (注) を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主が本自己株公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いはおおの通りです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき (1 株当たりの買付価格が当社の 1 株当たりの資本金等の額を上回る場合) は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合 (1 株当たりの買付価格が当社の 1 株当たりの資本金等の額以下の場合) には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315% (所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23

年法律第 117 号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。): 15.315%、住民税: 5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。)第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の 3 以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。)第 37 条の 14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本自己株公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村證券株式会社であるときは、本自己株公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村證券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii) 法人株主が本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人))に限り、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

決済の方法に係る上記の内容は変更の可能性もあるため、本自己株公開買付けの開始時におけるお知らせの内容をご参照ください。

(7) その他

- ① 本自己株公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上

記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本自己株公開買付けに応募することはできません。また、本自己株公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、いずれも、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本自己株公開買付けへの応募はお受けしません。本自己株公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本自己株公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の本日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（23,239,227 株、所有割合：3.07%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。
- ③ 当社は、本日付で「自己株式の取得状況に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。
- ④ 当社は、本日付で「公開買付けへの応募及び当社個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

（ご参考）2025 年 3 月 31 日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	757,661,032 株
自己株式数	51,362,870 株

以 上